水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の規定により、大阪広域水道企業団藤井寺水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和５年１月４日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
藤井寺 第447号	ハリマ水道 播磨　和弘	松原市南新町二丁目５番20号	令和５年１月４日	令和10年１月３日